

(別紙3)控訴審の結論一覧表

						番号 符号	1・ア		6・キ		7・ク			8・ケ			10・シ		11・チ	
						一審 被告	国		A & Aマテリアル		クボタ			ケイミュー			神島化学工業		新日鉄住金化学	
						不服	被・控		被・控		被			被・控			被		被・控	
一審原告ら							認容額	担保額	符号	認容額	符号	認容額	担保額	符号	認容額	担保額	符号	認容額	符号	認容額
事件	番号	一審原告	被災者	職種	不服															
第1 事件	1	亡A'承継人 A	A'(夫)	左官	控・被		¥8,580,000	¥6,000,000	0ー	ー										
	2	亡B'承継人 B	B'(夫)	電工	控・被		¥7,590,000	¥0	承＝	¥6,070,000									承＞	¥1,214,000
	3	C	C'(夫)	電工	控・被		¥4,290,000	¥0	＝	¥2,140,000									＞	¥420,000
	4	亡D'承継人 D	D'(父)	左官	控・被		¥7,590,000	¥0	＝	¥5,310,000									＞	¥1,056,000
	5	E	本人	配管工	控・被		¥8,426,666	¥5,900,000	＝	¥5,896,666									＞	¥3,927,777
	6	亡F'承継人 F	F'(父)	大工	控・被		¥7,590,000	¥5,310,000	承＝	¥4,550,000									承＞	¥908,000
	7	G	本人	内装工	控・被		¥8,426,666	¥10,000												
	8	H	本人	大工	控・被		¥7,590,000	¥5,310,000	＝	¥4,550,000	0ー	ー	ー	0ー	ー	ー				
第2 事件	11	亡I'承継人 I	I'(父)	左官	控・被		¥7,590,000	¥5,310,000	承＞0	ー										
	12	亡J'承継人 J	J'(夫)	左官・大工	控・被		¥9,526,666	¥6,670,000	＝	¥4,763,333							0ー	ー	0ー	ー
	13	K	K'(夫)	電工	控・被		¥4,290,000	¥3,000,000	＝	¥3,430,000									＞	¥684,000
第3 事件	14	L	本人	電工	控・被		¥7,590,000	¥5,310,000	＝	¥5,310,000									＞	¥1,056,000
	15	亡M'承継人 M	M'(兄)	鉄工	控・被		¥9,526,666	¥6,670,000	＝	¥8,580,000									＝	¥8,580,000
	16	N	本人	大工	控・被		¥8,426,666	¥10,000	＝	¥4,213,333							0ー	ー		当審取下げ
	17	亡O'承継人 O	O'(夫)	大工	控・被		¥8,580,000	¥0	＝	¥5,140,000										
	18	P	本人	大工	控・被		¥7,590,000	¥5,310,000	＝	¥3,790,000							0ー	ー		
	19	Q	本人	大工	控・被		¥7,590,000	¥0	＝	¥4,550,000										
第4 事件	20	R	R'(夫)	吹付工・大工	控・被		¥4,763,333	¥0												
	21	S	S'(夫)	自動ドア工	控		¥4,290,000	¥3,000,000	0ー	ー										当審取下げ
	22	T	本人	大工	控・被		¥7,590,000	¥0	＝	¥4,550,000									0ー	ー
	23	U	U'(夫)	ガス配管工	控・被		¥7,150,000	¥0	＝	¥6,430,000									＝	¥6,430,000
	24	亡V'1・V'2承継人 V	V'1(父)	大工	控・被		¥8,580,000	¥0	承＝	¥5,140,000	承0ー	ー	ー	承0ー	ー	ー	承0ー	ー	承0ー	ー
	25	亡W'承継人 W	W'(兄)	機械工	控・被		¥8,580,000	¥690,000	承0ー	ー										当審追加 ー
第5 事件	26 - 1	亡X'承継人 X1	X'(夫)	屋根工	控・被		¥4,763,333	¥380,000			承0<	¥3,333,333	¥1,170,000	承<	¥3,333,333	¥0				
	26 - 2	亡X'承継人 X2	X'(父)		控・被		¥2,376,666	¥200,000			承0<	¥1,666,666	¥580,000	承<	¥1,666,666	¥0				
	26 - 3	亡X'承継人 X3	X'(父)		控・被		¥2,376,666	¥200,000			承0<	¥1,666,666	¥580,000	承<	¥1,666,666	¥0				
	27	Y	本人	左官	控・被		¥7,590,000	¥0	＞	¥4,856,000									＞	¥1,214,000

(別紙3)控訴審の結論一覧表

						番号 符号	13・テ		14・ト		16・ニ		21・フ		23・マ		25・ム	
						一審 被告	積水化学工業		大建工業		太平洋セメント		東レACE		ニチアス		日東紡績	
						不服	被		被・控		被・控		被		被・控		被・控	
一審原告ら							符号	認容額	符号	認容額	符号	認容額	符号	認容額	符号	認容額	符号	認容額
事件	番号	一審原告	被災者	職種	不服													
第1 事件	1	亡A'承継人 A	A'(夫)	左官	控・被										0ー	ー	0ー	ー
	2	亡B'承継人 B	B'(夫)	電工	控・被						承>	¥1,816,000			承0<	¥602,000	承>0	ー
	3	C	C'(夫)	電工	控・被						>	¥635,000			=	¥2,140,000	>0	ー
	4	亡D'承継人 D	D'(父)	左官	控・被						>	¥1,589,000			=	¥523,000	>0	ー
	5	E	本人	配管工	控・被						=	¥5,896,666			=	¥1,958,888	>0	ー
	6	亡F'承継人 F	F'(父)	大工	控・被				承=	¥4,550,000	承>	¥1,362,000			承=	¥4,550,000	承>0	ー
	7	G	本人	内装工	控・被													
	8	H	本人	大工	控・被				=	¥4,550,000			0ー	ー	=	¥4,550,000		
	11	亡I'承継人 I	I'(父)	左官	控・被										承>0	ー		
第2 事件	12	亡J'承継人 J	J'(夫)	左官・大工	控・被				=	¥4,763,333	0ー	ー			=	¥4,763,333	0ー	ー
	13	K	K'(夫)	電工	控・被						>	¥1,026,000			=	¥342,000	>0	ー
	14	L	本人	電工	控・被						>	¥1,589,000			=	¥523,000	>0	ー
第3 事件	15	亡M'承継人 M	M'(兄)	鉄工	控・被						=	¥8,580,000			=	¥8,580,000	>0	ー
	16	N	本人	大工	控・被										=	¥4,213,333		当審取下げ
	17	亡O'承継人 O	O'(夫)	大工	控・被				=	¥5,140,000					=	¥5,140,000		
	18	P	本人	大工	控・被				=	¥3,790,000					=	¥3,790,000		
	19	Q	本人	大工	控・被				=	¥2,724,000					=	¥4,550,000		
	20	R	R'(夫)	吹付工・大工	控・被										=	¥4,763,333		
第4 事件	21	S	S'(夫)	自動ドア工	控							当審取下げ				当審取下げ	0ー	ー
	22	T	本人	大工	控・被				=	¥4,550,000	0ー	ー			=	¥4,550,000	0ー	ー
	23	U	U'(夫)	ガス配管工	控・被						=	¥6,430,000			=	¥6,430,000	>0	ー
	24	亡V'1・V'2承継人 V	V'1(父)	大工	控・被				承=	¥5,140,000			承0ー	ー	承=	¥5,140,000	承0ー	ー
	25	亡W'承継人 W	W'(兄)	機械工	控・被							当審追加 ー			承0ー	ー		当審追加 ー
第5 事件	26 - 1	亡X'承継人 X1	X'(夫)	屋根工	控・被		承0ー	ー										
	26 - 2	亡X'承継人 X2	X'(父)		控・被		承0ー	ー										
	26 - 3	亡X'承継人 X3	X'(父)		控・被		承0ー	ー										
	27	Y	本人	左官	控・被						>	¥1,816,000			=	¥602,000	>0	ー

(別紙3)控訴審の結論一覧表

						一審被告ら	番号 符号	28・ユ			29・ラ		32・ワ	
							一審被告	日本バルカー工業			ノザワ		エム・エム・ケイ (旧三菱マテリアル建材)	
								不服	被			被・控		被・控
一審原告ら							符号	認容額	担保額	符号	認容額	符号	認容額	
事件	番号	一審原告	被災者	職種	不服		符号	認容額	担保額	符号	認容額	符号	認容額	
第1事件	1	亡A´承継人 A	A´(夫)	左官	控・被		0ー	—	—	=	¥6,000,000			
	2	亡B´承継人 B	B´(夫)	電工	控・被		承0<	¥1,214,000	¥430,000	承<	¥1,214,000			
	3	C	C´(夫)	電工	控・被		0<	¥420,000	¥100,000	=	¥420,000	>0	—	
	4	亡D´承継人 D	D´(父)	左官	控・被		0<	¥1,056,000	¥260,000	=	¥5,310,000			
	5	E	本人	配管工	控・被		0<	¥3,927,777	¥630,000	=	¥3,927,777			
	6	亡F´承継人 F	F´(父)	大工	控・被		承0<	¥908,000	¥140,000	承>0	—	承=	¥4,550,000	
	7	G	本人	内装工	控・被					0ー	—			
	8	H	本人	大工	控・被					>0	—	=	¥4,550,000	
	11	亡I´承継人 I	I´(父)	左官	控・被					承=	¥5,310,000			
第2事件	12	亡J´承継人 J	J´(夫)	左官・大工	控・被		0ー	—	—	=	¥4,763,333	=	¥4,763,333	
	13	K	K´(夫)	電工	控・被		0<	¥684,000	¥240,000	=	¥684,000			
	14	L	本人	電工	控・被		0<	¥1,056,000	¥370,000	=	¥1,056,000			
第3事件	15	亡M´承継人 M	M´(兄)	鉄工	控・被		0<	¥8,580,000	¥1,000,000	=	¥8,580,000			
	16	N	本人	大工	控・被			当審取下げ		=	¥4,213,333	=	¥4,213,333	
	17	亡O´承継人 O	O´(夫)	大工	控・被					>0	—	=	¥5,140,000	
	18	P	本人	大工	控・被					>0	—	=	¥3,790,000	
	19	Q	本人	大工	控・被					0ー	—	=	¥4,550,000	
	20	R	R´(夫)	吹付工・大工	控・被									
第4事件	21	S	S´(夫)	自動ドア工	控		0ー	—	—		当審取下げ			
	22	T	本人	大工	控・被		0ー	—	—	>0	—	=	¥4,550,000	
	23	U	U´(夫)	ガス配管工	控・被		0<	¥6,430,000	¥750,000	=	¥6,430,000			
	24	亡V´1・V´2承継人 V	V´1(父)	大工	控・被		承0ー	—	—	承>0	—	=	¥5,140,000	
	25	亡W´承継人 W	W´(兄)	機械工	控・被			当審追加 —	—		当審追加 —			
第5事件	26 - 1	亡X´承継人 X1	X´(夫)	屋根工	控・被									
	26 - 2	亡X´承継人 X2	X´(父)		控・被									
	26 - 3	亡X´承継人 X3	X´(父)		控・被									
	27	Y	本人	左官	控・被		0<	¥1,214,000	¥330,000	=	¥6,070,000			